

門真市電子入札心得

(目的)

第1条 この心得は、門真市が門真市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、門真市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他門真市が交付する書類、契約書案その他契約締結に必要な条件のほか、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）及び関係法令を熟知した上で、入札に参加しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省／法務省／経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定め

なければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(システムの利用資格等)

第4条 システムを利用できる者は、門真市の競争入札参加資格者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。以下「代表者」という。）又は代表者から入札参加資格申請及び入札・見積権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）又は門真市の競争入札参加資格者からシステム使用についての委任を受けた者（以下「代理人」という。）とする。

- 2 代表者及び受任者並びに代理人は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、システムにＩＣカードの利用者登録をしておかなければならない。

(資格確認等)

第5条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）において定める入札参加資格に関する書類を入札参加資格に関して市が指定する方法により提出しなければならない。ただし、公告を行わない入札については、この限りでない。

- 2 入札参加申請をした者の当該入札の公告に定める入札参加資格の有無について、入札参加者が提出した内容に基づき事前に目視及びシステムによる審査を行うこととし、入札参加資格のうち開札後に審査確認を要する項目にあっては事後審査を行う。

- 3 前項の規定による審査の結果、入札参加者に対し、参加資格の有無について通知を行うものとする。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- (2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

(入札保証金)

第6条 門真市契約に関する規則第7条第3号の規定により免除するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札に参加しようとする者は、定められた期間内に、入札参加資格に関する書面を入札書と同時にシステムにより提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載するものとする。

3 入札参加者は入札書に記載した金額の積算内訳書を提出しなければならない。

4 入札書等を提出した場合は、提出した入札書等が受け付けられたことを確認すること。

(指名競争入札の辞退)

第8条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに到着していない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として当該入札参加者が不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札方式の変更及び入札の中止等)

第10条 門真市がやむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙による入札に変更することができる。この場合においては、この心得は適用せず、門真市入札心得に基づき紙による入札を行うものとする。

2 入札参加者が第2条及び第3条に抵触したおそれがあるとき等門真市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。

3 前項の規定により門真市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(開札)

第11条 開札は、門真市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第5条第4項各号のいずれかに該当する者のした入札
- (2) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が必要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) 入札参加者の電子計算機等の異常等により、開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (5) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者に係る入札
- (9) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (10) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (11) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札
- (12) 積算内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (13) 入札書に記載された金額と内訳書のコピー金額が一致しない入札
- (14) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (15) 事前審査において入札参加資格を有すると認められた者であっても、落札の決定までの間において、入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札

(16) 虚偽の申請を行った者がした入札

(17) 前各号に掲げるもののほか、門真市が指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札候補者の決定)

第13条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、令第167条の9の規定により、システムによりくじ引きを行い落札候補者の決定を行う。）を落札候補者とする。

(事後審査等)

第14条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、システムによる審査項目のほか、入札参加資格要件を証するための書類の提出を求めるものとする。

2 事後審査として落札候補者の入札参加資格を審査し、適格者を落札者とする。

3 前項の事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者があるまで審査を行うものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡するものとする。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、市から交付された契約書の案に記名押印し、又は電子契約書の案に市が指定する電子契約システムを用いて電子署名を行い、落札決定の日から速やかに契約書を提出しなければならない。

2 落札者は、前項に定める契約書を提出しないとき又は第18条第2項の場合に該当するときは、落札者としての権利を失う。

(契約の解除)

第16条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第96条の6若しくは第198条若しくは契約に違反する行為又は令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行ったと認められるときは、門真市は、契約を解除することができる。

(契約保証金)

第17条 契約保証金の額は、工事請負契約にあっては契約代金の額の100分の10に相当する額以上、その他の契約にあっては契約代金の額の100分の5に相当する額以上とする。

(議会の議決を要する契約)

第18条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）に規定する契約については、議会の議決を経た日から本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

2 入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、門真市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合
- (2) 建設業法第29条の規定による取消処分を受けた場合
- (3) 契約締結予定日において有効な総合評定値通知書の写しを提出できない場合
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けた場合
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、門真市は、その責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第19条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、門真市の指示に従わなければならない。

(違反行為への措置)

第21条 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札除外措置要件に該当する行為を行ってはならない。これらの要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

附則

この心得は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成26年7月1日から実施する。

附則

この心得は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この心得は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この心得は、令和5年10月1日から実施する。